

平成29年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	平成30年1月18日（木）		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室2		
開会・閉会の時間	開会 平成30年1月18日 14時00分 閉会 平成30年1月18日 14時45分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎林田 美恵子	○	
	○小沼 綾子	○	
	加藤 雅子	○	
	綿貫 文雄	欠	有
	田中 章三	○	
	葛西 直子	欠	有
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	林田 美恵子		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	鈴木 隆次	
	国保年金課副主幹	大塚 謙二	
	国保年金課主査	神林 芳昭	
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長	尾崎 正尚	
	国保年金課主査	寺沢 宏明	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成29年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成30年1月18日(木)
午後2時～

場 所 すこやかセンター2階 会議室2

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 広域化に係る標準保険税率について

(2) 富里市国民健康保険データヘルス計画策定に係る進捗状況について

4 その他

5 閉 会

議題（１）広域化に係る標準保険税率について

事務局 千葉県で数回試算をしているのですが、まだ確定をしておりませんので資料がなく申し訳ございません。2月になってから標準保険税率として確定します。この税率につきましては、最終的には各市町村が決めます。標準保険税率を算定する千葉県の方法ですが、まず千葉県全体で医療費がどのくらいかかっているのかというのを推計いたします。そこから、国、県等補助金などの歳入がありますのでその分を差し引きます。そうすると千葉県としての医療費が残るわけです。その必要な医療費が保険料として徴収しなければいけないものになってくるのですが、各市町村で所得水準も違うし、被保数も違えば医療費水準も違うということで、千葉県については所得水準、医療水準を反映させまして各市町村に標準保険税率を示すということになっております。

9月に試算をした段階で、富里市については、現在の税率よりも落ちますよという報道を千葉県がいたしました。ただ、その後、数か月が経って医療費がどのように推計しているのかどうか、また、国の方から1,600億円歳入があるのかとか、なかなか確定していません。仮係数というものがあって医療費などを推計するために国が示してくる係数があるのですが、それもまだ10月の段階では仮係数、12月の段階では確定係数というのをを出してきたので、千葉県が今、試算をしている最中となっております。確定係数の手前の仮係数で試算をした段階で富里市の税率は若干、現状よりも上がるというような試算の結果を見たというところです。これについても最終確定ではありませんので2月になるまで標準保険税率については県の方からの発表はないという状況でございます。

ということで、申し訳ないのですが、資料等がお出しできません。次回、3月に予定させていただくんですが、3月の段階では千葉県の発表したものをお渡しできるんじゃないかと思っております。広域化に係る標準保険税率については、そのような経過をとっております。いまだに発表されないということで、ご了解いただければと思います。

委員 4月から実施ですか。

事務局 千葉県も保険者になるという広域化は4月から開始します。

市民の皆様については、保険証を交付するのも今までどおり市役所の方でやりますし、税の通知も市役所がします。おそらく、市民の皆様から見て何が変わったかということ、保険証に千葉県と書かれているような変更しかない形になります。

ただ、税率については、現在の情報ですと、広域化に伴って4月から税率改正をする市町村は郡内にはありません。現在の税率で、1年間通してみても、その状況などを見定めた上で検討していくということです。ただ、千葉県全体で見ますと、確定ではなく聞いた話ですと、東葛の方で市川、船橋あたりは税率を改正しようかと検討している。この2つは上げるという対象です。下げるというのは大綱がしようかと検討している。9月の段階で新聞報道されたのが大きく響いていまして、ここまで下がる、今の税率が高いんだと書かれてしまったものですから、下げざるを得ないのかなという検討をしているというものです。

富里については、2月に標準保険税率が発表されますので4月早々の改正というのは難しいんじゃないかなと想定しております。

議題（２）富里市国民健康保険データヘルス計画策定に係る進捗状況について

事務局 昨年の7月24日に「富里市国民健康保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画策定業務」という委託契約を結びました。データの収集、分析をし、現状から課題を出して目標を立て、製本までを一式の業務としております。

この業務委託料はデータヘルス計画の策定部分については、国から交付金が出ます。この交付金を受けるためには、国保連合会の評価委員会にかけなければいけないことになっておりますので、2月に行われる評価委員会に間に合うように日程を組みました。

業者との打ち合わせを重ね、さらに健康推進課、高齢者福祉課とも検討会を開きまして、計画書の素案を作成し、11月24日に提出いたしました。その後、国保連合会からの指摘事項を修正をしたものを1月10日に提出しております。その修正した素案を持って、本日の午前中にヒアリングを受けてまいりました。

本来でしたら、このヒアリングによる修正をしたものをパブリックコメントにかけたかったのですが、日程の調整がどうしてもうまくいきませんでしたので、昨日から国保年金課と日吉台出張所の窓口とホームページで素案の公表を行っております。

これからの予定としましては、パブリックコメントの期間が2月5日までとなっております。そして、2月の中旬から下旬ぐらいに、国保連合会の保健事業支援評価委員会にかけまして、次回の運営協議会では完成形を示せればと思っております。

また、このデータヘルス計画ですが、計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間となっております。

国民健康保険における被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、人口、医療費、特定健診などの分析を行いまして、本市の特徴から課題を整理し、課題を解決するための目標を設定しております。ボリュームが結構ございますのでお持ち帰りになっていただき、ご指摘事項があれば、パブリックコメントの締め切りである、2月5日までに、国保年金課の方に、様式は特にございませんけれどもお願いしたいと思います。

委員 5ページ。表の中に委託業者っていうのが書いてありますけれども、どういう委託をす
ると考えているのか。どのような業者にどのようなことを委託されるのか。

事務局 今回、データヘルス計画を策定するにあたって、委託する内容として、表の委託業者の上
に1番2番3番4番ございます。データ提供、検討会開催、ヒアリング・要望など、基本的には今回のデータヘルス計画については国保連でもっている医療のデータがあるのですが、そのデータを引き抜いて、それを分析をかけるというのが大きなものです。その分析をした結果、全国ですとか、千葉県ですとかと比較して富里市はどうなんだというようなことをデータヘルス計画の委託をしております。あと、将来的な話になりますと、この委託とはまた別なんですけど健康診査、健康診断なども委託は出てきます。

委員 スポーツであるとか講演会もたぶんやってくるから、業者はどういったところに
考えているのか。

事務局 基本的には入札などの形をとって実績がある会社へ委託します。

委員 25ページ。ジェネリックの切り替えの図にある人数の見方について。

課長 ある月のデータを引き抜きましてジェネリックに変えられる医薬品をお使いの方に通
知を出します。その通知を出した結果、ジェネリックに変換されたものを追跡して行って

おります。

委員 28 ページ。40 歳以上の人を比較してもあまり意味がない。1 号被保険者、65 歳以上の人で要介護認定の有り無しを比較した方がよりいいのではないか。

事務局 貴重なご意見として検討させていただきたいと思います。国保連の評価委員会の関係がございませう。そのへんも確認しながら検討させていただければと思います。

委員 29 ページの表 20 で特定健診の受診率の目標値。25 年度から 29 年度までの目標値が 40 から毎年 5% ずつ受診率を増やすというのが目標になっている。もっと実態に近いような目標にした方がいい。

事務局 検診については 60% を国の目標としているので、前に作っている計画の中では 60% で作っております。ただ今回、千葉県国保連からのお話ですと、現実的な数字目標を立てなさいということで、ここは前回とは修正が入るといふ形になります。

委員 33 ページから 34 ページにかけて、健診を受けた人の生活習慣病の治療費というグラフで受けてない人との治療費の差が大ききあるというグラフ。健康でない人ってというのは、健診は受けてないけどお医者さんには行っている。治療費かけてるんだから受診しなくてもいいやと、そういう人も出てくるかもわかりませうね。

事務局 自分の健康状態をまだ大丈夫な時から見ていってくださいというのが一つです。
あともう一つは健診未受診者の中に、病院に通ってるからという方がいらっしやいます。これは自己判断になっていると困るわけで、お医者さんに確認をされて特定健診は受けるべきなのかどうか、受ける必要がなく、そういう検査まですべてやってるよということであれば受ける必要はないかと思ひます。そういう方は申し出ていただければ対象から外すということをするんですが独自の判断の中でされてしまうと、特定健診というのはメタボリックとかそういうことも含めてやっておりますので、違ふ検査をしているのに自分でしていると思ひてしまっているといふことは避けていきたいなということなんです。

4 その他

事務局 第 3 期富里市国民健康保険特定健康診査等実施計画の案ですがデータヘルス計画と並行して策定しているものでございませう。

データヘルス計画の中でも特定健康診査の重要性を説いておりますが、こちらの計画は特定健康診査、特定保健指導に特化したものとなっております。

平成 25 年度から平成 29 年度までの計画として第 2 期計画を策定しておりますので実施内容などを検証して、目標達成状況に対する評価を行い、その結果を反映させた計画で、計画期間はデータヘルス計画と同じく平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間となっております。

こちらの計画についてのご指摘事項についても、データヘルス計画と同じくパブリックコメントの締め切りの、2 月 5 日までにお願ひしたいと思います。国保年金課の方へご指摘事項をお寄せいただければと思います。

それから 2 点目としましては、3 月議会で国民健康保険条例の改正を上程予定でございませう。

内容としましては、法の改正によりまして、国民健康保険法の中にあつた「国民健康保

険運営協議会」という表現が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」という表現に変わっております。こちらは都道府県も保険者になる関係で、都道府県にも運営協議会を置くこととなります。そこで、「都道府県の」国民健康保険事業の運営に関する協議会と「市町村の」国民健康保険事業の運営に関する協議会という表現になりましたので、富里市国民健康保険運営協議会は国民健康保険法の中にある「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」のことであり内容となります。

これと同時に、保健事業の中にあつた健康優良世帯表彰を削除いたします。

こちらは、ここ数年間は表彰の実績もありませんし、印旛管内の市町で表彰しているところもありませんので、現在の状況に合わせるものです。

また、こちらは条例改正などは絡まないのですが、国民健康保険法施行令で、運営協議会の委員の皆様の任期が今までの2年から3年に改正されます。

30年4月1日施行ということですが、施行前に委嘱された場合は変更なしとなっておりますので、現在の委員さんの任期は平成31年6月30日までで変更ありませんので、情報としてお知らせいたします。

事務局 国保税の軽減判定と限度額について。軽減判定は専決で4月から施行させまして、限度額については年度末に議会にかけて修正していくという形を想定しておりますのでお知らせしたいと思います。

事務局 次回の開催予定。3月8日、木曜日の2時からと考えております。
(14時45分)

・・・・・・・・・・会議終了・・・・・・・・・・